

議案第66号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成23年11月29日提出

大口町長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行することに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

新			旧		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
選挙区分	選挙区市町村	定数	選挙区分	選挙区市町村	定数
1～3	略	略	1～3	略	略
4	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 <u>長久手市、東郷町</u>	2	4	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 <u>東郷町、長久手町</u>	2
5～14	略	略	5～14	略	略